附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（電気通信役務利用放送法施行規則の一部改正）

2　電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「第十六条、第三十条」を「第十六条、第二十二条の七第一項、第三十条」に改め、「及び第二項」を削る。

○総務省令第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項第三号の表を次のように改める。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の強度
基地局	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
		エ　二、〇二五MHzを超え一二・七五GHz以下（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）			

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつて、チャネル間隔が五MHzのものに限る。）			
	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
		エ　二、〇二五MHzを超え一二・七五GHz以下（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第四十九条の六の四第三項第五号中「及び次条第三項」を「、次条第三項及び第四十九条の六の九第三項」に改める。

第四十九条の六の五第二項第一号に次のただし書を加える。

ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

第四十九条六の五第二項第一号イ中「隣接する二の搬送波を受信した場合は、当該搬送波のうちいずれか一とする。以下この号において同じ。）」を削り、同項第六号中「〇デシベルとする。」を「〇デシベルとする。以下この号において同じ。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外のそれぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。